

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、B社に入社した後、同社及び同社の関連会社に継続して勤務したが、昭和61年4月1日にA社からC社に異動した際の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びに申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、B社に入社した後、同社及び同社の関連会社に継続して勤務したが、昭和61年4月1日にA社からC社に異動した際の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びに申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、B社に入社した後、同社及び同社の関連会社に継続して勤務したが、昭和61年4月1日にA社からC社に異動した際の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びに申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、C社は、申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できると回答していることから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保

険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、C社は、申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できると回答していることから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、承

継会社は資格喪失日を誤って平成 10 年 5 月 31 日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、C社は、申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できると回答していることから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、承

継会社は資格喪失日を誤って平成 10 年 5 月 31 日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、C社は、申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できると回答していることから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保

険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、C社は、申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できると回答していることから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保

険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、C社は、申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できると回答していることから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保

険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島（岡山）厚生年金 事案 2813

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月30日から同年5月6日まで

私は、昭和28年3月から30年3月までA社に継続して勤務した。28年5月に同社B支店から同社C支店に転勤となったが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された同社健康保険組合が保管する申立人に係る健康保険加入記録及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年5月6日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和28年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

広島（岡山）厚生年金 事案 2814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和28年4月30日から同年5月6日まで

私は、昭和28年3月から31年4月までA社に継続して勤務した。28年5月に同社B支店から同社C支店に転勤となったが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された同社健康保険組合が保管する申立人に係る健康保険加入記録及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年5月6日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和28年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

広島（鳥取）厚生年金 事案 2817

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和31年12月から51年8月までA社に継続して勤務していた。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、同僚の供述及びB社から提出されたD公共職業安定所作成の失業保険被保険者転出届受理通知書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和34年10月1日に同社C営業所から同社E営業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年8月の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否か不明としているが、厚生年金保険の記録において資格喪失日とされている昭和34年9月21日は、上述の失業保険被保険者転出届受理通知書においても転勤年月日として記録されており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年8月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から16年8月まで

私は、平成13年12月頃にA市B区役所で学生納付特例の申請を行い、申立期間についても毎年4月頃に同区役所で学生納付特例の申請を行ったにもかかわらず、申立期間が未納の記録となっており、学生納付特例の承認期間の記録となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A市B区役所で学生納付特例の申請を行った記憶があり、承認されているはずであると主張している。

しかしながら、A市が保管する申立人の国民年金に関する申請等の状況を記録した「異動履歴情報検索」から、申立人が平成13年12月に学生納付特例の申請を行った記録は確認できるものの、申立期間については、学生納付特例の申請を行った記録は見当たらず、これは、オンライン記録と一致している。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、記録誤り等の生じる可能性は低くなっているところ、申立てのように3年間続けて記録管理に誤り等が生じることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を学生納付特例により猶予されていたことを示す関連資料（承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

広島（岡山）厚生年金 事案 2815

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 20 日から 34 年 5 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 29 日から 35 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月に A 社に入社し、35 年 5 月末日まで継続して勤務したが、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 33 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 20 日に被保険者資格を喪失した後、34 年 5 月 1 日に再度、被保険者資格を取得し、同年 10 月 29 日に被保険者資格を喪失していることが記録されており、これはオンライン記録と一致している。

また、申立期間当時、A 社に勤務していた複数の同僚に照会したところ、「申立人は会社に 2 回在籍していたと記憶している。」、「申立人の会社への在籍期間は短く、一年も継続して勤務していなかったと記憶している。」等の回答があり、申立人が申立期間①及び②において同社に勤務していたことを裏付ける供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島（山口）厚生年金 事案 2816

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 43 年 10 月から 44 年 6 月まで勤務したが、同社で同種の業務をしていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には無く、納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から判断すると、勤務していた期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について調査したが、申立人の原票は見当たらない上、申立人の同社における雇用保険の加入記録も確認できない。

また、B社は、「当社の厚生年金保険の一連台帳で確認したが、申立人の記録は見当たらない。また、申立期間当時、本社が厚生年金保険の加入手続等を一括して行っており、見習期間を設けて一定基準以上の成績を上げなければ厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島（島根）厚生年金 事案 2818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 1 日から 55 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 7 月頃から 55 年 8 月頃まで臨時職員としてA社B営業所に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する名刺及び複数の同僚の供述から、勤務していた期間の特定はできないものの、申立人はA社B営業所に勤務していたことがあるものと推認される。

しかしながら、申立人と同じ業務内容であり、臨時職員又はパート職員であったとみられる同僚8人のうち、5人はA社B営業所を管轄する同社C支店（現在は、同社D支店）に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、残る3人は厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、同社C支店では、正社員でない従業員の全てを厚生年金保険に加入させる取扱いであったわけではないことがうかがえる。

また、上述の厚生年金保険の加入記録が確認できる5人については、A社C支店に係る雇用保険の加入記録が確認できるが、申立人及び上述の厚生年金保険の加入記録が確認できない3人については、雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、企業年金連合会及び健康保険組合は、申立人の厚生年金基金及び健康保険の加入記録は確認できないとしている上、申立人は申立期間を通じて国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付しているとともに、B市の国民健康保険にも加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。